

助成

羽村市骨髄移植ドナー支援事業

日本骨髄バンクで骨髄の提供を行った方などに、助成金を交付します。

対象

①骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、骨髄などの提供を証明する書類の交付を受けた方

②①の方の勤務先である事業所（国・地方公共団体など、骨髄などの提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く）

助成額

※いずれも通院・入院などに要した日数（上限7日）

申請期限

骨髄などの提供を完了した日から1年以内

申込み・問合せ 申請書と必要書類を、郵送または直接健康課（保健センター内）（内627へ）

宛先

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-1-2 羽村市保健センター

※申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。



▲市公式サイト

暮らし

コンビニ交付サービスの停止

システムメンテナンスのため、次の期間、コンビニ交付サービスを停止します。

日時 8月5日（木）終日

停止するサービス 全業務、住民票、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、本籍地利用登録

問合せ 市民課受付係（内121）

貯水槽水道を設置している方へ

水道水を受水槽・高置水槽を通じて給水するビルなどにおいては、受水槽・高置水槽から先の水質管理は設置者の責任となつていきます。適正な衛生管理をお願いします。

・年に1回は受水槽・高置水槽の内部清掃と水槽内部や周辺の設備点検を行います。

・水の色、にごり、におい、味、残留塩素に異常がないか定期的に確認しましょう。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

FAX 554-2573

漏水調査にご協力ください

調査期間 8月3日（月）～令和9年2月26日（金）

調査会社 ㈱リクチ漏水調査

市内全域に監視型調査機器を設置し、水道管の漏水調査を行うほか、青梅線以東地区全域（各家庭の給水管・止水栓・メーター）の戸別音聴調査を行います。

※調査会社が調査費用を請求することはありません。

※調査員は身分証明書を携帯しています。不審な点がある場合、提示を求めてください。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

FAX 554-2573

空き家の調査にご協力ください

市内全域で、建物の老朽化による危険性や周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家などの調査を行います。

期間 8月上旬～11月下旬

調査会社 ㈱ヤチホ多摩支店

※調査員は腕章をつけており、市発行の身分証明書を携帯しています。

問合せ 建築課維持管理係（内255）

FAX 554-2573

8月10日は「道の日」

みんなが道路を快適に利用できるよう、ルールを守りましょう。

・のぼり旗、立て看板、植木鉢、商品などを道路上に置かない
・自転車・バイクなどを道路上に放置しない
・車入れ用のブロックを道路上に置かない

・側溝にゴミや油などを捨てない
・交通の支障となる樹木の枝などを道路に出さない

※道路に置いた物品や看板、道路に出た枝などが原因で事故が発生した場合、原因者は責任を問われることがあります。

許可が必要です

道路に日よけ・看板・工事用施設を設けるなど、道路を連続して使用する場合は、許可が必要です。

問合せ 市道について：土木課道路管理係（内295）

都道について：西多摩建設事務所管理課 ☎0428-12212517

国道について：相武国道事務所管理第一課 ☎643-12007

屋外広告物について：土木課道路管理係（内292）

多摩建築指導事務所管理課 ☎548-12029

Eメールで申し込むときは、件名に必ず事業名を記入してください。二次元コードがついている記事は、スマートフォンなどで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申し込んだりできます。

償却資産の申告はお済みですか
償却資産の申告・特例措置

1月1日現在所有している償却資産（事業用資産）が未申告と思われる方に、8月以降に通知を送付します。至急、申告をしてください。申告書などが必要な場合は問い合わせてください。

※eLTA-X（エルタックス）による電子申告も可能です。詳しくは、市公式サイトを確認してください。



▲市公式サイト（申告について）

■先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者などの固定資産税

先端設備等導入計画の認定を受け一定の要件を満たした中小事業者などは、固定資産税の特例を受けることができます。

※詳しくは、中小企業庁ウェブサイトをまたは市公式サイトを確認してください。

問合せ 課税課資産税係（内158）



▲市公式サイト（特例について）



▲中小企業庁ウェブサイト

収集作業中の熱中症対策のため、
収集時間が遅くなる場合があります

夏季の炎天下や猛暑での資源・ごみ収集作業では、熱中症のリスクが高くなります。特に、熱中症警戒アラートおよび熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、涼しい場所で一時的に休憩したり、こまめに水分・塩分補給をするなど、これまで以上に熱中症対策を意識して業務に従事しています。

そのため、通常よりも収集時間が遅くなる場合があります。

問合せ 生活環境課（内205）

生活保護費の追加給付

令和7年6月の最高裁判決により、平成25年生活扶助基準改定に関する保護変更決定処分が取り消されました。その差額分を追加給付します。

対象 次のいずれかに該当する世帯

- ①平成25年8月～30年9月に生活保護を受給したことがあり、現在は保護廃止となっている世帯
- ②平成30年10月～令和8年3月に生活保護を受給したことがあり、一定の要件を満たし現在は保護廃止となっている世帯

※当時の世帯主から、保護を受給していた自治体に申し出が必要です。

問合せ 追加給付コールセンター ☎0120-667-091（8月3日（月）～12月28日（月）の午前9時～正午、午後1時～5時。土・日曜日、祝日を除く）

※令和9年1月4日以降は、社会福祉課生活福祉係（内117）へ



▲市公式サイト

サングラスをかけて
収集しています

紫外線対策としてサングラスをかけて収集作業を行っています

問合せ 生活環境課（内205）

【第2期受付開始】
職員採用試験（通年採用）
（土木・電気・建築機械）

1日で完結する採用試験です

申込期間 8月1日（土）～10月31日（土）

▶試験概要

期日 11月10日（火）

会場 羽村市役所

内容 グループディスカッション／個人面接

▶年齢要件

令和9年4月1日現在の年齢が45歳未満の方
※応募資格など詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせください。

問合せ 職員課人事研修係（内323）



▲市公式サイト